

よくあるお問い合わせ

【令和2年5月 11 日更新】

更新箇所は下線で表示

<感染症拡大防止協力金>

Q1 知事が対象の業種を発表した4月22日から休業していないと協力金は支給されませんか？

A 同協力金の支給については、4月24日～5月6日の全期間休業に応じていただいた事業者を対象に支給いたします。

Q2 期間中、1日でも店舗を開けてしまった場合、協力金はもらえないのですか？

A 4月24日～5月6日の全期間休業する必要があります。

Q3 協力金支給申請にあたり、4/24～5/6を休業したことをどうやって証明するのですか？

A 休業の状況がわかる書類(休業期間を告知するホームページの写し、店頭ポスター等の写真、チラシ、DM など)をご準備ください。

Q4 商業施設で100平方メートル以下は営業可能となっておりますが、100平方メートル以下の店舗が休業した場合には協力金の支給対象となりますか？

A 支給対象となります。ただし4月24日～5月6日の全期間休業に応じていただく必要があります。

Q5 一つの店舗に休業要請対象と対象外の事業が混在している場合、感染症拡大防止協力金の支給対象となりますか？

A 休業要請対象部分と休業要請対象外部分を明確に区分できる場合には、休業要請対象部分を休業すれば、支給対象になります。

また、明確に区分できない場合であっても、店舗全体を休業した場合は支給対象になります。

Q6 休業要請に基づき休業し、お客様を入れない形であれば感染症拡大防止協力金の支給対象となりますか？(ライブハウスなどでのオンライン配信、店内の改修や清掃など)

A 支給対象となります。

休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業

していることには該当しません。

また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。

ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。

同様に、学習塾等で休業期間においてオンライン配信を行うことも問題ありません。

Q7 他に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援策はありますか？

A その他、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者の方に中小企業セーフティーネット資金による資金繰りの支援を行っています。国でも、感染症の影響を受けた事業者の事業の継続を下支えする「持続化給付金」や、雇用の維持を図るための休業手当に要する費用を補助する「雇用調整助成金」の制度があります。市町村でも、県や国の支援策とは別に独自の支援策を行っているところもありますので、所在地の市町村ホームページをご確認ください。

Q8 1つの会社で2つ以上の休業要請対象施設を有している場合、施設の数に応じた協力金の支給を受けることができますか？

A 協力金は、施設を運営する「事業者」を基準に支給するもので、休業要請対象施設の数に応じて支給を受けることはできません。

Q9 協力金の申請書類はどこに提出し、いつから支給されますか？

A 感染症拡大防止協力金については、(一財)沖縄ITイノベーション戦略センターへ郵送で提出するか、もしくは沖縄県電子システムからの提出も可能です。

支給時期については、申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認の連絡がない場合には、申請から10営業日程度で、申請された口座に入金できる見込みです。

Q10 休業の証明として、県の配布するポスターを店頭に掲げるのが義務と聞いたがポスターはどこでもらえますか？

A 県の方でポスターを配布しているという事実はございません。休業の証明については、休業の状況がわかる書類(休業期間を告知するホームページの写し、店頭ポスター等の写真、チラシ、DMなど)をご準備ください。